

## 特定小売供給約款以外の供給条件

(新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の特別措置)

20210311 資第11号

認 可

令和3年3月15日

## 料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしてされているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

## 附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第13号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上